

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	有価物集団回収報償金制度
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：有価物集団回収報奨金制度</p> <p>内容：自治会や子ども会等による有価物の回収に対して報奨金を交付する。</p> <p>対象団体：市内の自治会、子ども会、その他の営利を目的としない住民団体</p> <p>対象品目：新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パック</p> <p>報償金額：回収量1kg当たり4円</p> <p>団体数：950団体</p>		<p>名称：有価物回収奨励金等交付制度</p> <p>内容：有価物回収に協力する団体が再資源化できる有価物を定期的に集団回収を行なうことに対して奨励金又は報奨金を交付する。</p> <p>対象団体：町内で組織する区会、婦人会、自治会、子ども会育成会、老人会等のほか町長が必要と認める団体で、古紙類、繊維類の集団回収を定期的実施し、地域の環境美化（公園、道路等の清掃）に努める団体</p> <p>奨励金制度</p> <p>対象品目：古紙類、繊維類</p> <p>奨励金額：1kg当たり5円</p> <p>団体数：33団体</p> <p>缶・びんボックス管理報奨金制度</p> <p>内容：町が実施している空き缶、空きびん回収に協力する自治会に回収ボックスの設置を依頼し、管理費を交付する。</p> <p>管理費：1組設置当たり 130円/月</p> <p>自治会数：26地区</p>	
当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	生ごみ処理機購入費補助金
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
実施していない。	<p>名 称 : 生ごみ処理機購入費補助金</p> <p>内 容 : 一般家庭から排出される生ごみを処理する生ごみ処理機を購入する者に対し、その購入に要する経費の一部を補助している。</p> <p>補助金の対象となる処理機 次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)一般家庭から排出される生ごみ等を、排出者自らが減量化するための目的で購入する処理機（生ごみ等を単に粉碎し浄化槽等に排出する処理機及び焼却を目的とする処理機は除く）</p> <p>(2)耐久性を有し、かつ、衛生的な処理機 1世帯につき、1機（器）とする。</p> <p>補助金額 処理機購入金額の半額で上限額50,000円 （電気設備等の付帯設備の費用は除く）</p> <p>名 称 : コンポスト貸与制度</p> <p>内 容 : ごみの減量化を図るため、自宅敷地内や畑など土のある場所に設置し、生ごみを堆肥化する容器を無料で貸し出す。 1世帯に1個限り。</p>		当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。